

総括質疑

新年度予算について問う

飛田議員（市政クラブ）

北地区文化センター冷暖房設備更新事業が、国との補助金の関係で工事できないことにより、六千六百六十三万六千円減額された経過は承知していますが、十九年度予算との関係で、防衛施設周辺民生安定施設整備事業補助金の補助率等について変更はないのか伺います。

次に、今年度、特別養護老人ホームの建設が予定されていますが、以降の新設や増床の予定はないのか伺います。次に、桜並木の老木が危険性を生じることから、毎年剪定されていますが、新たな植樹についての考え方及び切り捨てられて並木の間隔が空き

まちづくり交付金の事業選定は

牧嶋議員（無党派）

まちづくり交付金は、三位一体、補助金改革の一環として平成十六年に導入された全額都市再生の推進を目的に市町村が作成した都市整備計画に基づいて実施される事業に充当される交付金です。本市では平成十九年度から五カ年の事業とし、市内を三地区に分け、今年度は北部地区と南東部地区の二地区とし、十二事業を対象に、交付金一

億四千五百五十万円が計上されています。今回の地区の指定および対象事業選定の考え方について伺います。障害者地域自立支援協議会事業費ですが、この協議会の構成メンバーは障害者団体、専門機関等、十名ほどと伺っており、三障害それぞれ五カ年の事業とし、市内を三地区に分け、今年度は北部地区と南東部地区の二地区とし、十二事業を対象に、交付金一

観光資源の拡大図れ

安齊議員（自民党明政会）

市長は、観光協会の設立に当たり、本市特産品の地産地消などを一層推進するとのお考えのようですが、一般的に観光協会とは、歴史、文化、その土地の特産などを紹介する案内所であり、本市においても他市にない歴史、文化が存在しています。それらを掘り起こし、他市にPRすれば協会も活気づいてくるものと思

が必要との状況からです。事業選定は基幹事業と呼ばれる道路など、都市再生に必要な事業と今回の交付金の最大の利点の一つである、市独自の事業が交付金の対象となり、防火水槽施設の設置や学校屋内運動場施設の改修、コミュニティバスの運行など、まちづくりに寄与することを中心に選定しました。協議会は国のメンバー基準のマニュアルが存在します。当事者やその家族が構成メンバーに加わることにしてお考えをお願いします。

住民投票条例制度を

例」について、市民参加の方法は意見公募手続きなど六項目を規定しているが、住民投票条例制度をこれに加えるべきではないか。市政の重要事項は住民が決める。主人公である市民に直接判断を求めめることは議会制民主主義を補完するものとして必要だと考えますが市長の見解は。市長 総務省は、償却資産税の現行の評価方法を維持するので影響は出ないとの見解ですが、情報の確認をします。保育料は、今年度から新基準額表を適用し負担軽減を図ることにします。住民投票制度は、国の地方制度調査会で検討されていますが、まとまっていません。一方、地方自治法では明確に

曾根議員（政和会）

平成十八年度一般会計補正予算で、団塊世代の大量退職に伴い財源不足に苦しむ自治体に対して、国より十年間に限り退職手当債の発行が許可され、六億六千三百万円の起債が計上されております。

自主財源の確保は

自主財源の確保が必要不可欠である。自主財源の確保に向けて取り組む政策は何か伺います。市長 退職手当債の起債につきましても、国に対し職員

の適正な定員管理、さらには給与適正化計画等の策定を示しています。職員減による市民サービスの低下につきましては、再任用職員、臨時職員、非常勤職員、嘱託員、さらには委託可能な業務への切りかえ、任期付職員の採用等を図り、市民サービスの低下にならないように努めていきます。

新年度諸施策について問う

市長 コミュニティバスは、度から本格運行に移行されます。これまでに利用者から寄せられた意見や提言をどう反映していくのか伺います。次に、新たに建設される特別養護老人ホームについて、開設までのスケジュールを伺います。次に、保育所待機児童の解消に向け、一定の基準をクリアした施設を認定保育施設とすることが可能になったが、補助を行うことよってどのよう

市民に厳しく役所に甘い条例

竹市議員（市民連合）

協働まちづくり条例第三条が市民参加に当たって市民に強い義務を課しているのに対して、第四条が市の執行機関に努力義務しか課していないのは著しくバランスを欠いていると思えますが見解をお聞かせください。第九条、十条、十二条では、会議または会議の

内容に非公開情報が含まれる場合は、公開または公表しないと定めていますが、情報公開条例は非公開情報があっても直ちに公開してはならないとは規定していませんし、第八条の意見公募手続きでは個別判断の余地を残しています。なぜ第九条以降は公表しないと断定しているのか説明を求めます。苦情処理について、市長は制度化する考えはないというのですが、私は第十四条「推進会議の設置」の第二項第一号「条例の執行状況に関する事項」、または第三項「市民参加の推進に係る事項」について市長に意見を求めることができる」という規定に苦情処理が含まれると考えたのですが所見を伺います。市長 第四条は努力義務と

腹の中は強い考え方をしております。公表除外規定は、第八条は消極的な表現、第九条、第十条は断定的な表現ということで、表現の違いとしてご理解いただきたいと存じます。まちづくり条例に関する政策等の手続きや事案関係の苦情をいただけは、やはり推進会議にお話をしていくことが必要でしょうから、竹市議員が言われるような手続きになるものと思っております。